

解禁日： 有（令和 年 月 日） • 無

令和8年1月13日

報道関係者様

## 守口市報道提供資料

### 国民健康保険料の徴収額に関する誤りについて

令和7年8月27日付けで、後期高齢者医療被保険者に係る令和7年度8月納期分の保険料の誤徴収について公表したところですが、この度、国民健康保険被保険者（以下「被保険者」といいます。）に係る同月納期分の保険料徴収額においても、以下のとおり同様の事象による誤徴収が発生していることが判明しました。

#### 1 徴収額誤りの概要

国民健康保険料が特別徴収（年金からの天引き）による場合、徴収は年金支給月である偶数月に行い、前年度に特別徴収となっている被保険者の4月、6月及び8月の徴収額は、原則として前年度中の2月の徴収額と同額となります。

しかし、6月に当該年度分の保険料が決定した後、4月、6月及び8月の徴収額と10月、12月及び2月の徴収額との間に大きな乖離が生じる場合は、当該年度分の保険料の総額から4月及び6月の徴収額を差し引いた残りの額を、8月以降の徴収分で平準化して徴収することとなります。

今回、この乖離が生じた被保険者から8月に徴収する保険料について、本来であれば、令和7年度保険料の総額から4月及び6月に徴収した額を差し引き、残りを平準化した額を徴収すべきところ、誤って4月及び6月の徴収額と同額を徴収したことにより、過少徴収及び過大徴収が発生していることが判明しました。

**<① 過少徴収のモデルパターン>** ※ 令和7年度の保険料決定額は30,000円とします。

令和6年度	令和7年度					
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	7,000	7,000

← 誤った徴収額  
 ← 正しい徴収額

令和7年度の保険料決定額に基づき、8月徴収分以降で、4・6月の徴収額を除いた残額（このパターンでは28,000円）を平準化して徴収するところ、8月徴収分を4・6月の徴収額と同額としたため、過少徴収（このパターンでは6,000円）が発生。

<② 過大徴収のモデルパターン> ※ 令和7年度の保険料決定額は30,000円とします。

令和6年度	令和7年度					
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
6,000	6,000	6,000	6,000	4,500	4,500	4,500

← 誤った徴収額  
← 正しい徴収額

令和7年度の保険料決定額に基づき、8月徴収分以降で、4・6月の徴収額を除いた残額（このパターンでは18,000円）を平準化して徴収するところ、8月徴収分を4・6月の徴収額と同額としたため、過大徴収（このパターンでは1,500円）が発生。

## 2 対象被保険者数

62人（うち①過少徴収が22人、②過大徴収が40人）

## 3 保険料の影響額

- ① 過少徴収による追加徴収額 200,877円
- ② 過大徴収による還付額 490,187円

## 4 対応

- ① 過少徴収となっている被保険者に対しては、徴収額誤りについての謝罪とともに追加徴収をお願いするための通知を送付します。なお、追加徴収の額については、特別徴収としての徴収はできないため、普通徴収（納付書、口座振替等）による納付となります。
- ② 過大徴収となっている被保険者に対しては、速やかに、徴収額誤りについての謝罪に係る文書を送付します。

## 5 原因

担当職員が、日本年金機構に渡す特別徴収に係るデータ処理を行う際に、処理工程の中で行うべき作業項目の1つを失念したためです。

また、国民健康保険における誤徴収の判明が遅れた原因としては、後期高齢者医療保険料の誤徴収の判明後、同様の事象による国民健康保険での影響を十分に認識せず、その時点において確認できていなかつたことによるものです。

## 6 再発防止策

後期高齢者医療保険料の誤徴収の判明後、担当職員に対する処理工程の把握の指導や、処理マニュアルの見直しを行うとともに、チェック体制の構築等の再発防止策を講じております。

問合せ：守口市役所健康福祉部保険課

電話 06-6992-1289 (直通)